

物品修繕約款

(総則)

第1条 受注者は、仕様書その他市の提供する書類（以下「仕様書等」をいう）に従い、当該物品の修繕を行い、納入期限内に当該物品を納入しなければならない。

2 発注者は、工程表その他発注者が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(修繕のための引取り)

第2条 受注者は、当該物品修繕のため、当該物品を受注者の工場、事務所等へ引き取るときは、あらかじめ発注者に通知し、発注者の立会いの上、引き取らなければならない。

(修繕のための分解)

第3条 発注者が必要と認めたときは、受注者は修繕のため当該物品を分解する際に立会いをすることができる。

(材料の品質)

第4条 当該物品の修繕に使用する材料について、品質が明らかでないものについては、中等以上の品質を有するものとする。

(記録書類の整備等)

第5条 発注者が必要と認めたときは、写真等の記録の提出を求めることができる。

(修繕内容の変更及び中止等)

第6条 発注者は必要と認めたときは、当該物品の修繕内容を変更し、又は、修繕を一時中止することができる。この場合において請負金額又は納入期限等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(修繕完了の通知)

第7条 受注者は、当該物品の修繕が完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第8条 発注者は、修繕完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立ち会いを求めて当該物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに補修又は再修繕を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における修繕完了の通知及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第9条 受注者は、納入物品が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、当該物品の引き取りから引渡しの際に生じた損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、発注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の場合において、第9条の既定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 発注者が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

（納入期限の延長）

第12条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に修繕が完了することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限内に修繕が完了することができない場合において期限後に修繕の完了の見込みのあるときは、発注者は受注者に対し期限を定めてその履行を催告するとともに損害金を徴収するものとする。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ契約金額（発注者が引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引いた額）に年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（契約代金の支払い等）

第14条 受注者は、当該物品のすべてについて第9条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日以内まで延長することができる。

（契約の解除）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限内に当該物品の引渡しを終わらないとき。

(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取り扱いについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第15条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事

件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第 15 条の 3 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、発注者に対して違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前 3 項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を発注者に支払わなければならない。

6 受注者が第 1 項及び第 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第 15 条の 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 受注者の役員等（羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - (4) 受注者の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
 - (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （債権譲渡等の禁止）
- 第16条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生じる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
- （火災保険等）
- 第17条 受注者は、発注者の要求があったときは、当該物品及び修繕用材料等を火災保険その他の損害保険に付するものとする。発注者の要求があったにもかかわらず、受注者が、保険に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、火災保険をかける時期、期間、保険会社等については発注者の定めるところに従うものとし、保険契約締結後、速やかにその証券を発注者に提出するものとする。
- （紛争の解決）
- 第18条 この契約において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図るものとする。
- 2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができないものとする。
- （補則）
- 第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。